

○舞鶴市公共工事の入札及び契約に係る情報の公表に関する要綱

平成15年4月1日

告示第26号

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第7条及び第8条の規定に基づき、舞鶴市の公共工事の入札及び契約に関する情報の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表の方法)

第2条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成13年政令第34号。以下「施行令」という。)第5条第2項(第6条において準用する場合を含む。)及び第7条第4項に規定する公表は、公衆の閲覧に供する方法により行う。

(閲覧の場所)

第3条 施行令第5条第1項及び第5項に規定する発注の見通しに関する事項(当該事項に変更があった場合の変更後の当該事項を含む。)、施行令第7条第1項第1号に規定する一般競争入札に参加する者に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿、同項第2号に規定する指名競争入札に参加する者に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿、同項第3号に規定する指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準並びに同条第2項及び第3項に規定する入札及び契約の過程等に関する事項の閲覧場所は、舞鶴市役所の情報公開コーナーとする。

(閲覧の日時)

第4条 前条の閲覧場所における閲覧は、舞鶴市の休日を定める条例(平成3年条例第1号)に定める市の休日以外の日午前8時30分から午後5時までとする。

(遵守事項)

第5条 第3条に規定する事項を閲覧しようとする者(以下「閲覧者」という。)は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 閲覧に供する書類を閲覧場所の外に持ち出さないこと。
- (2) 閲覧に供する書類を汚損し、又はき損しないこと。
- (3) 係員の指示に従うこと。

(閲覧の禁止)

第6条 係員は、閲覧者が前条各号に掲げる事項を守らない場合は、当該閲覧を禁止させ

ることができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。